

(仮 称) 横 浜 町 風 力 発 電 事 業 環 境 影 響 評 価 方 法 書

補 足 説 明 資 料

令和 5 年 4 月 2 4 日

コスモエコパワー株式会社

補足説明資料 目次

1. 風力発電機の機種について【近藤顧問】【方法書 P. 9】	1
2. 純音性可聴度、振幅変調音、風速別 A 特製音響パワーレベルについて【岡田顧問】【方法書 P. 9】	1
3. 管理道路等について【平口顧問】【方法書 P. 13】 【非公開】	1
4. 雨水排水・工事排水について【水鳥顧問】【方法書 P. 16】	8
5. 仮設沈砂池の検討について【平口顧問】【方法書 P. 16】	8
6. 工事中の排水について【岩田顧問】【方法書 P. 16】	8
7. 累積評価について【岡田顧問】【方法書 P. 18】	8
8. 累積的な評価について【小島顧問】【方法書 P. 18】	9
9. 風配図の静穏について【近藤顧問】【方法書 P. 26】	9
10. 小川原湖湖沼群における既存調査資料について【中村顧問】【方法書 P. 36】	9
11. 国道下における生活環境項目の水質測定結果について【岩田顧問】【方法書 P. 37】	10
12. 浮遊物質量の調査結果について【平口顧問】【方法書 P. 37】	10
13. 沢筋の調査について【水鳥顧問】【方法書 P. 41】	10
14. 吹越川下流の湧水への影響評価について【河村顧問】【方法書 P. 41、111】	10
15. 陸産貝類等について【岩田顧問】【方法書 P. 54】	11
16. 種の保存法による国内希少野生動物種について【川路顧問】【方法書 P. 55-58】	11
17. 「スナヤツメ北方種」「ドジョウ」の注記について【岩田顧問】【方法書 P. 61】	11
18. 底生動物の重要な種について【岩田顧問】【方法書 P. 62】	12
19. 植生図の引用の仕方（出典の明記）について【鈴木伸一顧問】【方法書 P. 74】	12
20. 農作物への影響予測について【小島顧問】【方法書 P. 85、P. 105】	12
21. 重要な自然環境のまとまりの場について【岩田顧問】【方法書 P. 87】	12
22. 食物連鎖図について【鈴木伸一顧問】【方法書 P. 90】	13
23. 河川等の利用について【岩田顧問】【方法書 P. 111】	13
24. 青森県のエネルギー政策について【小島顧問】【方法書 P. 143】	13
25. 発電所に係る環境影響評価の手引きの出典について【近藤顧問】【方法書 P. 229】	13
26. 専門家へのヒアリング：植物団体会員の指摘について【鈴木伸一顧問】【方法書 P. 241】	14
27. 建設機械の稼働に伴う騒音の評価時間について【岡田顧問】【方法書 P. 246】	14
28. 残留騒音とハブ高さ相当の風速との関係性について【岡田顧問】【方法書 P. 247】	14
29. 施設の稼働に伴う騒音評価について【岡田顧問】【方法書 P. 248】	15
30. 水質調査地点について【河村顧問】【方法書 P. 256】	15
31. 水質調査地点について【水鳥顧問】【方法書 P. 256】	16
32. 水質調査地点について【中村顧問】【方法書 P. 256】	16
33. スポットセンサス調査地点について【川路顧問】【方法書 P. 269】	16

34.	魚類・底生動物の調査地点について【河村顧問】【方法書 P. 271】	16
35.	猛禽類の調査範囲について【川路顧問】【方法書 P. 272】	17
36.	植物に係る調査内容について【鈴木伸一顧問】【方法書 P. 275】	17
37.	植生調査地点の設定根拠について【鈴木伸一顧問】【方法書 P. 275】	17
38.	吹越烏帽子岳登山道の改変について【近藤顧問】【方法書 P. 288】	17
39.	風況状況図について【近藤顧問】【方法書 P. 307】	18
40.	累積的影響について【中村顧問】【方法書全体】	18
41.	環境騒音の調査地点について【方法書チェックリスト NO. 32】【非公開】	19

1. 風力発電機の機種について【近藤顧問】【方法書 P.9】

表 2.2-1 に記載の 4300kW 機と 5500kW 機は混在する可能性があるのでしょうか。

混在させることは考えておりません。同一機種のみでの配置検討をしております。

2. 純音性可聴度、振幅変調音、風速別 A 特製音響パワーレベルについて【岡田顧問】【方法書 P.9】

準備書では、採用する風力発電機の音響特性として、環境省の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」や「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」に記載されているような『純音性可聴度 (Tonal Audibility) 』, 『振幅変調音 (Swish 音) 』に関する特性評価も示して下さい。また、準備書を理解し易いものとするため、ナセル高さでの風速と A 特性音響パワーレベルの関係について、図を用いて提示して下さい。

準備書において、『純音性可聴度 (Tonal Audibility) 』, 『振幅変調音 (Swish 音) 』に関する特性評価も記載します。

また、ナセル高さでの風速と A 特性音響パワーレベルの関係について、図を用いて提示します。

3. 管理道路等について【平口顧問】【方法書 P.13】【非公開】

対象事業実施区域内のアクセス道路や管理用道路のレイアウトや距離および新設・既設の区別について示して下さい。また、現時点での土量の概算値が分かれば提示して下さい。

対象事業実施区域内の土地利用計画図は次頁以降に示すとおりです。赤枠の区域の道路は新設または既設道路の拡幅・砕石舗装等を行います。

土量の概算値については、117,305 m³を想定しております。

※地権者等と調整中であり、弊社の利益に支障が生じる恐れがあるため非公開とします。

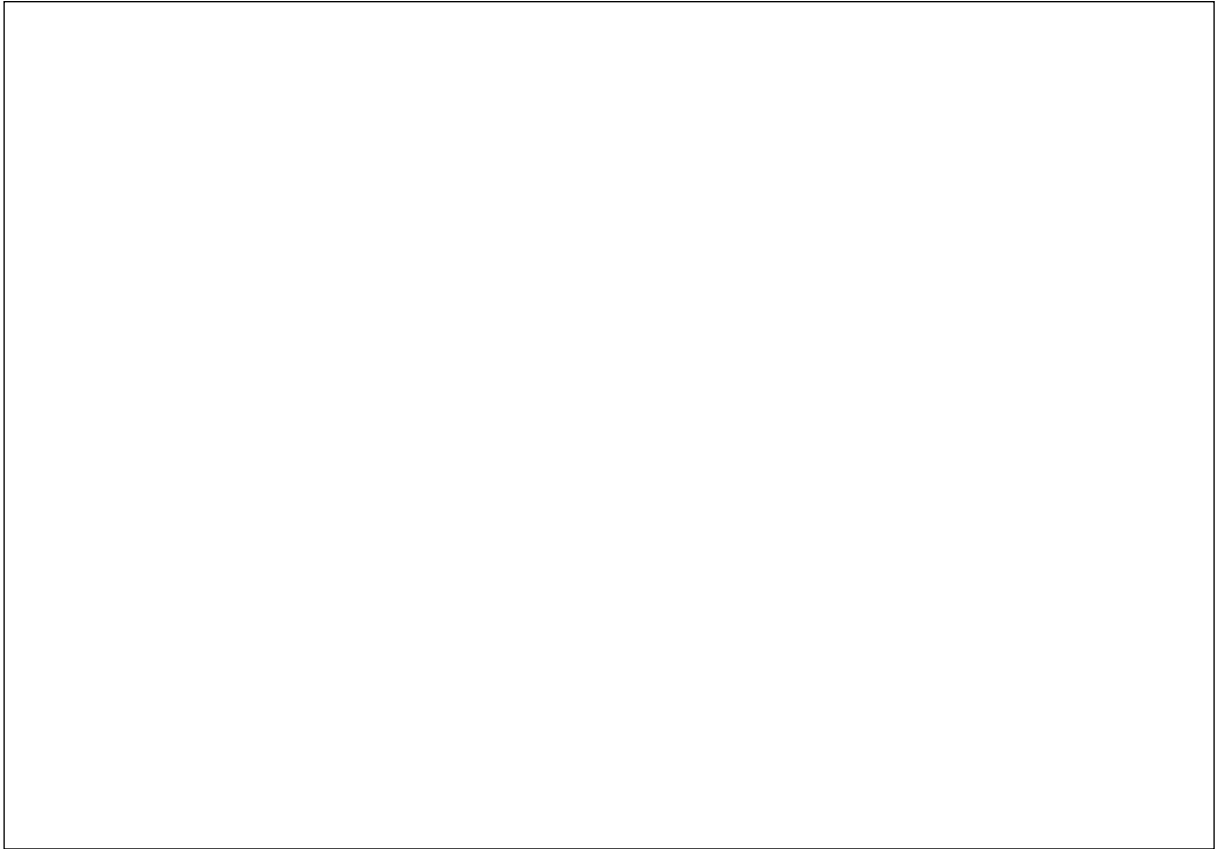


図 3-1 土地利用計画図（全体）【非公開】

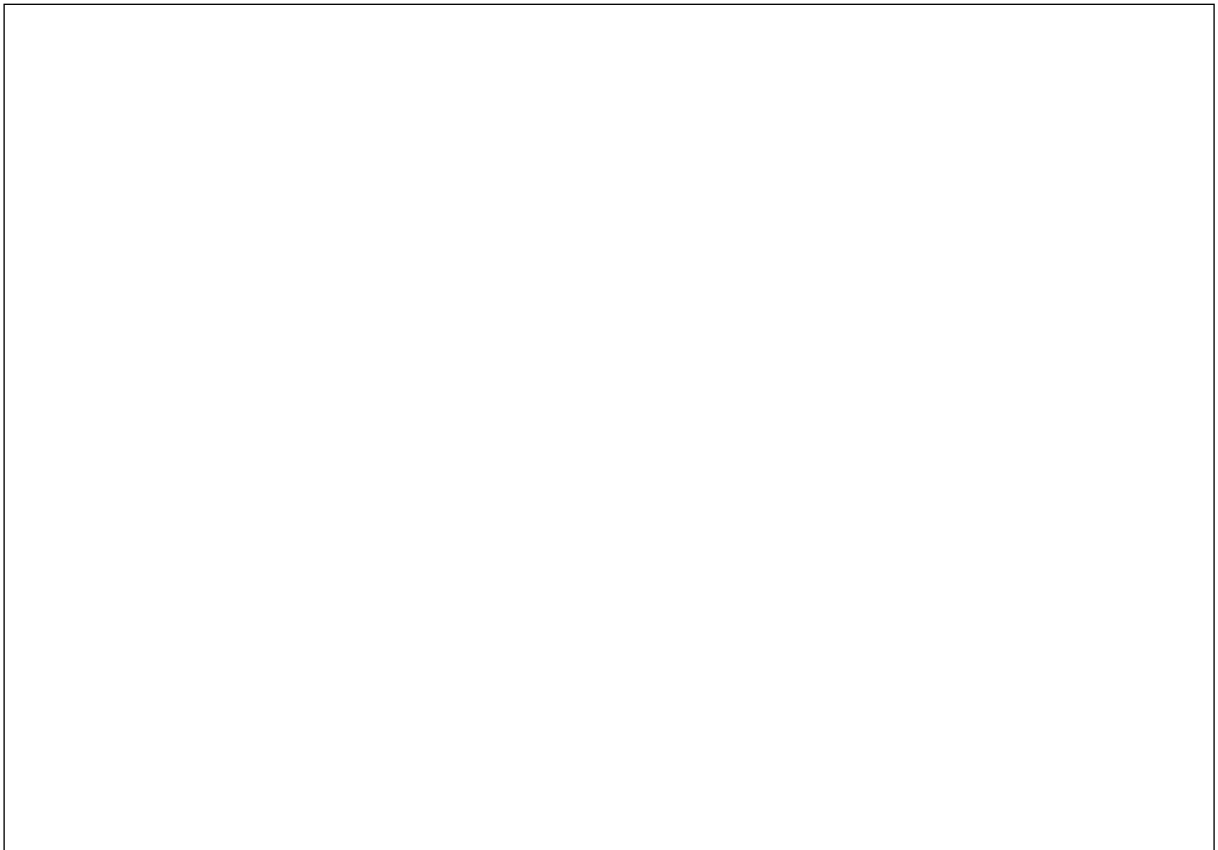


図 3-2 土地利用計画図（詳細 1）【非公開】

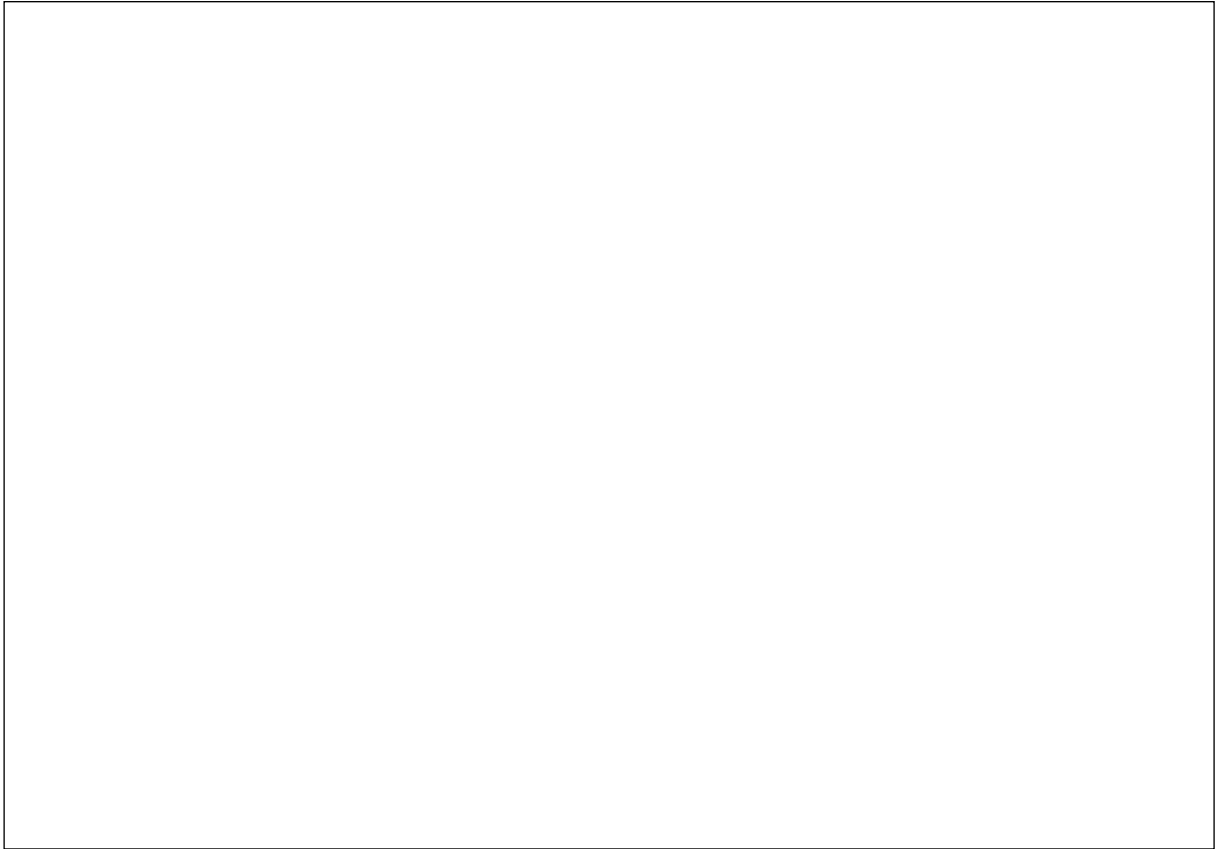


図 3-3 土地利用計画図（詳細 2）【非公開】

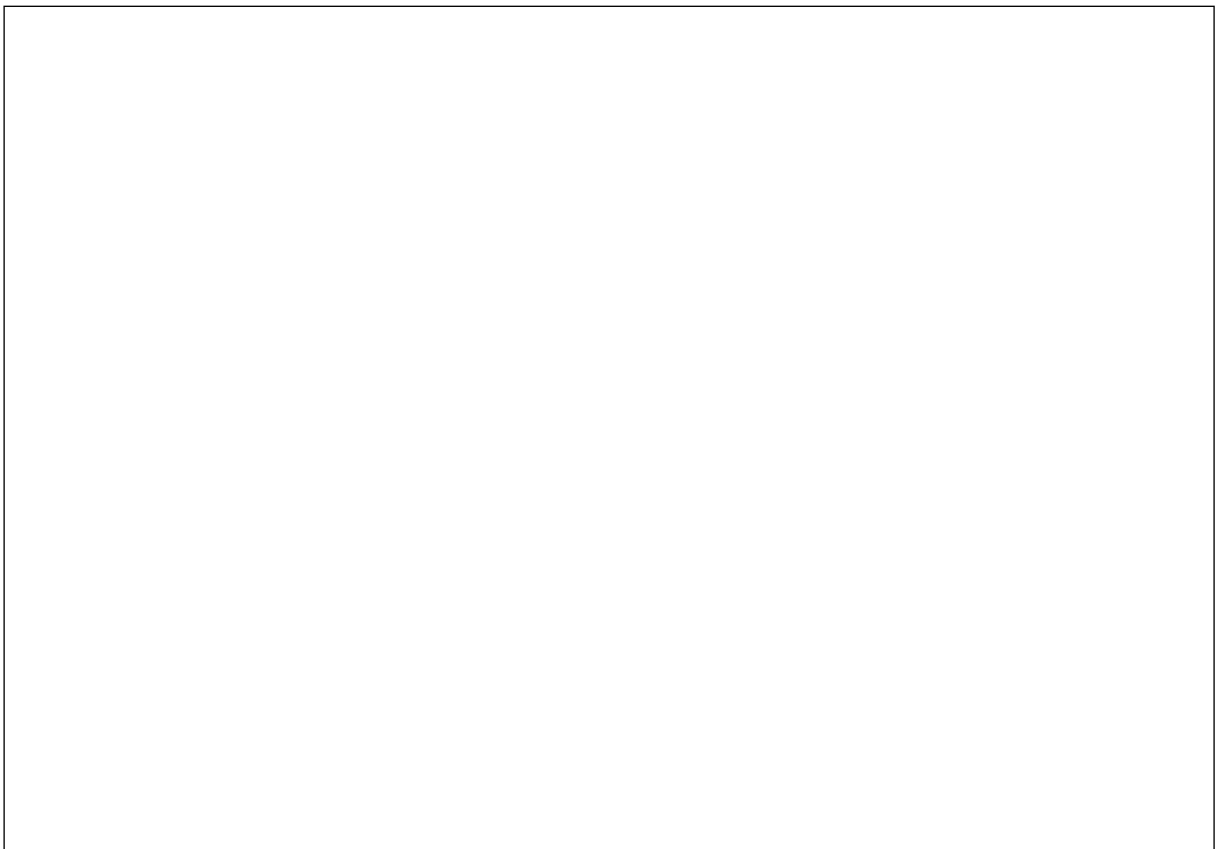


図 3-4 土地利用計画図（詳細 3）【非公開】

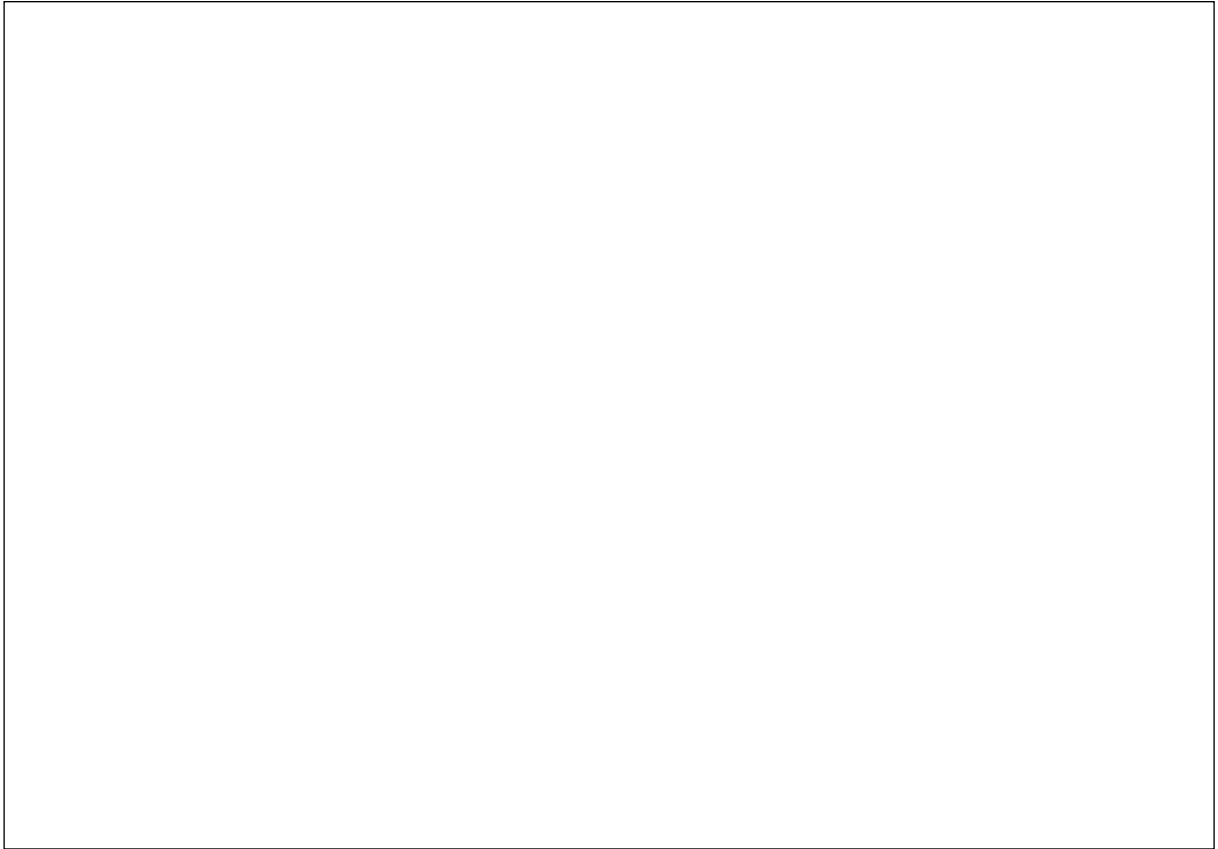


図 3-5 土地利用計画図（詳細 4）【非公開】

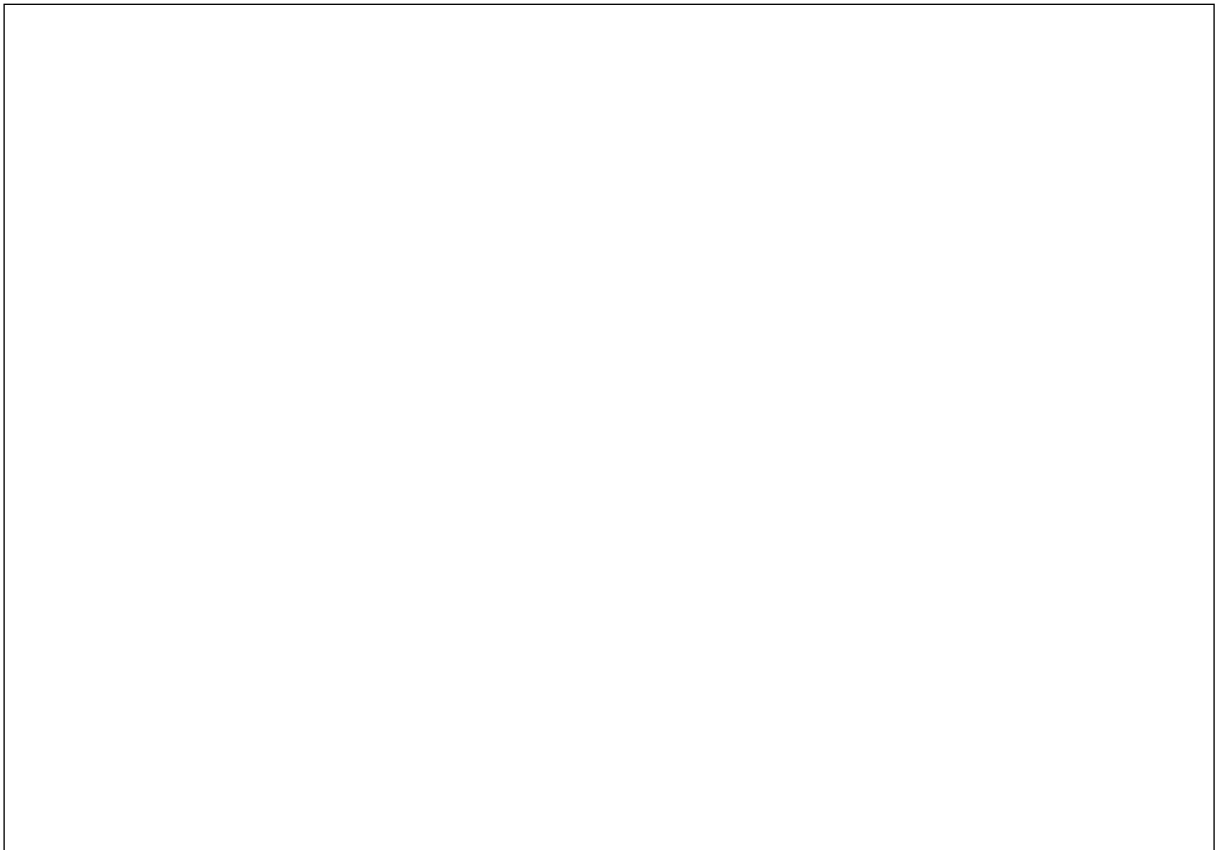


図 3-6 土地利用計画図（詳細 5）【非公開】

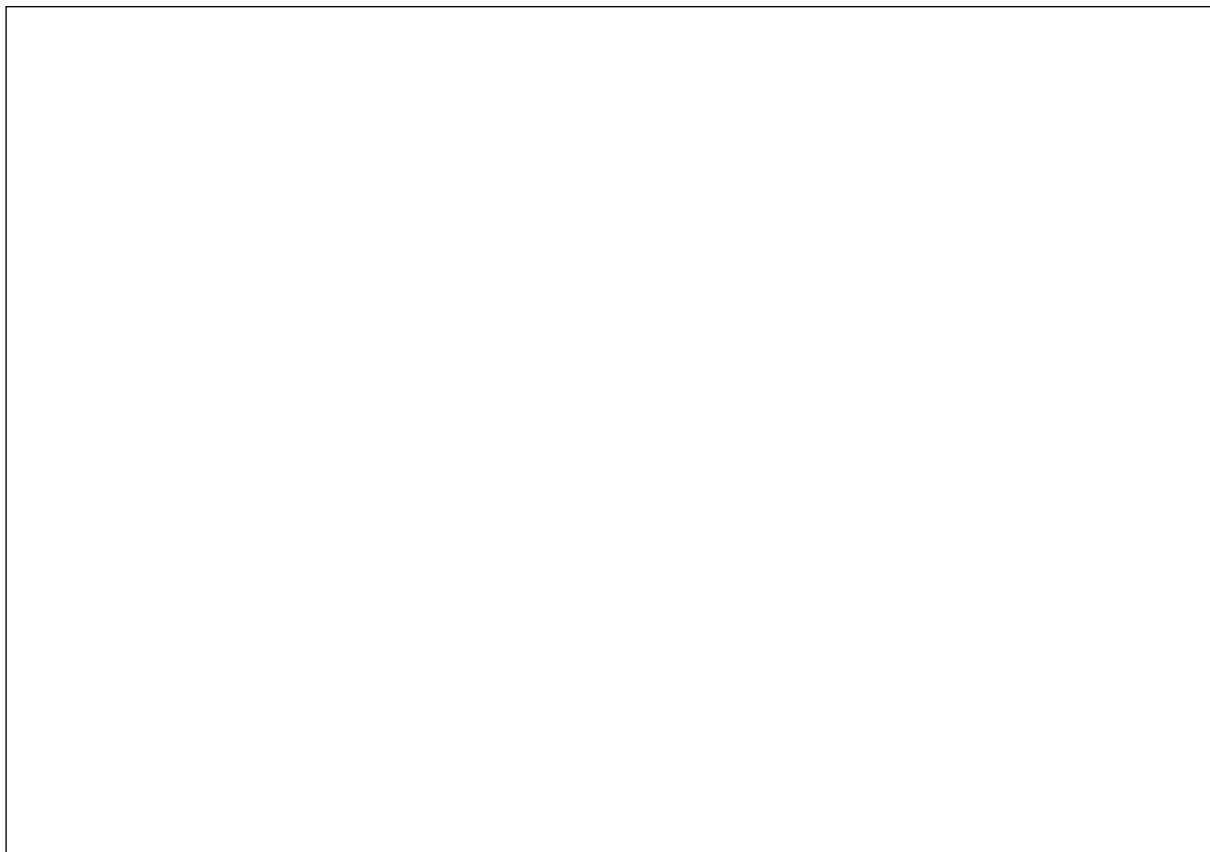


図 3-7 土地利用計画図（詳細 6）【非公開】

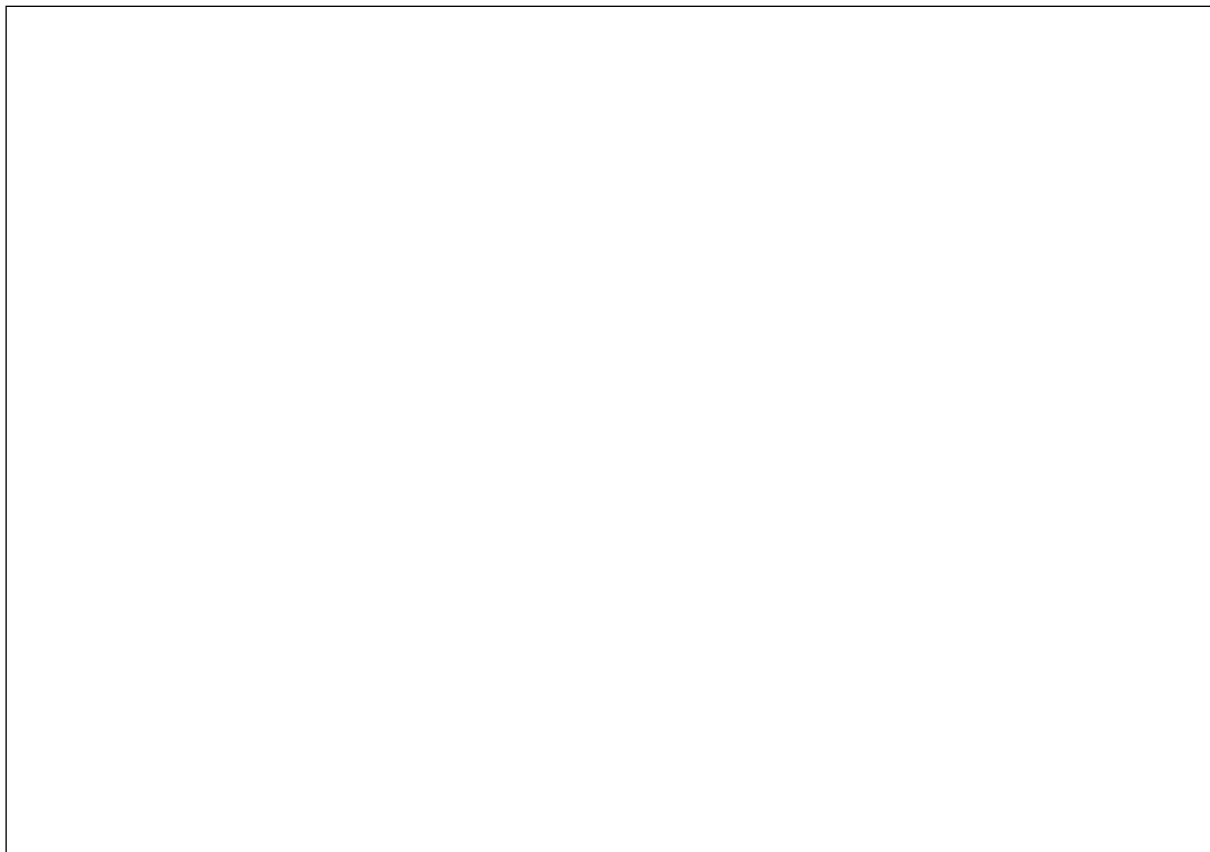


図 3-8 土地利用計画図（詳細 7）【非公開】

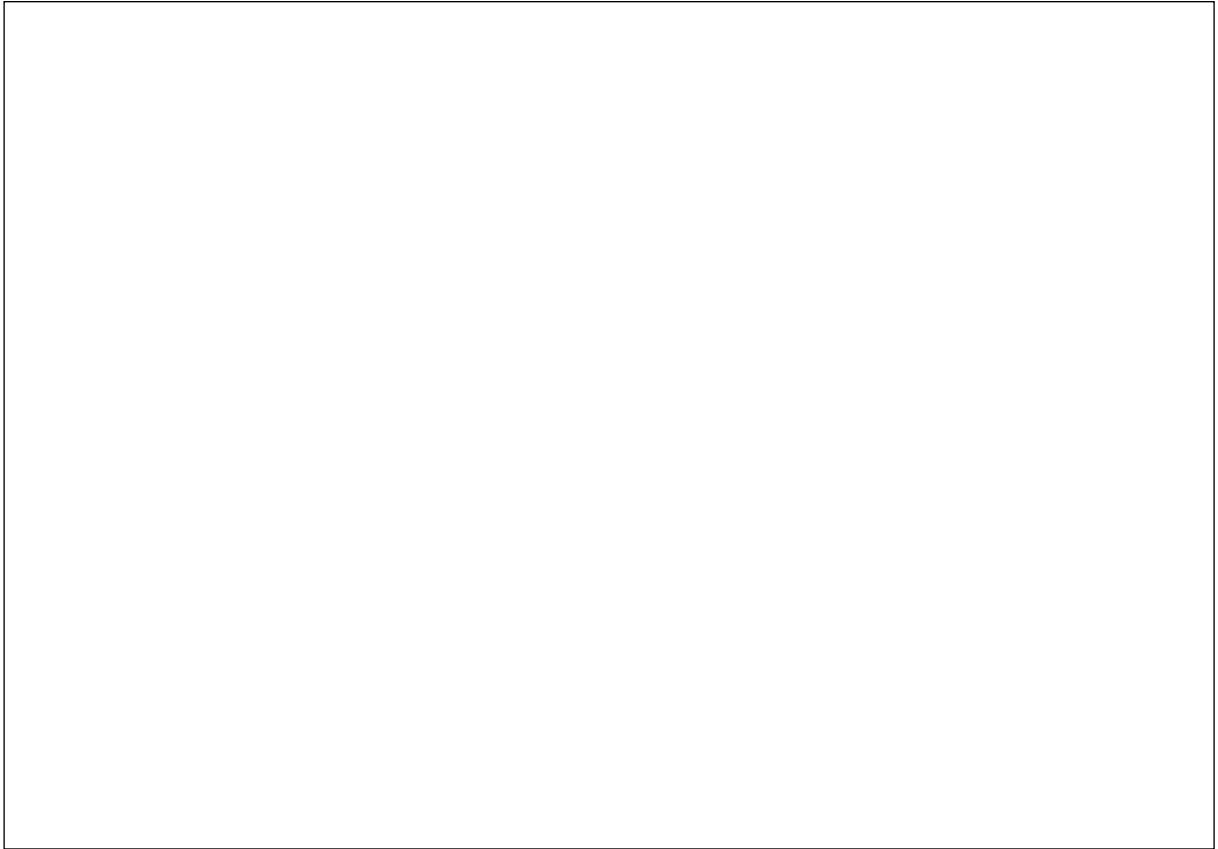


図 3-9 土地利用計画図（詳細 8）【非公開】

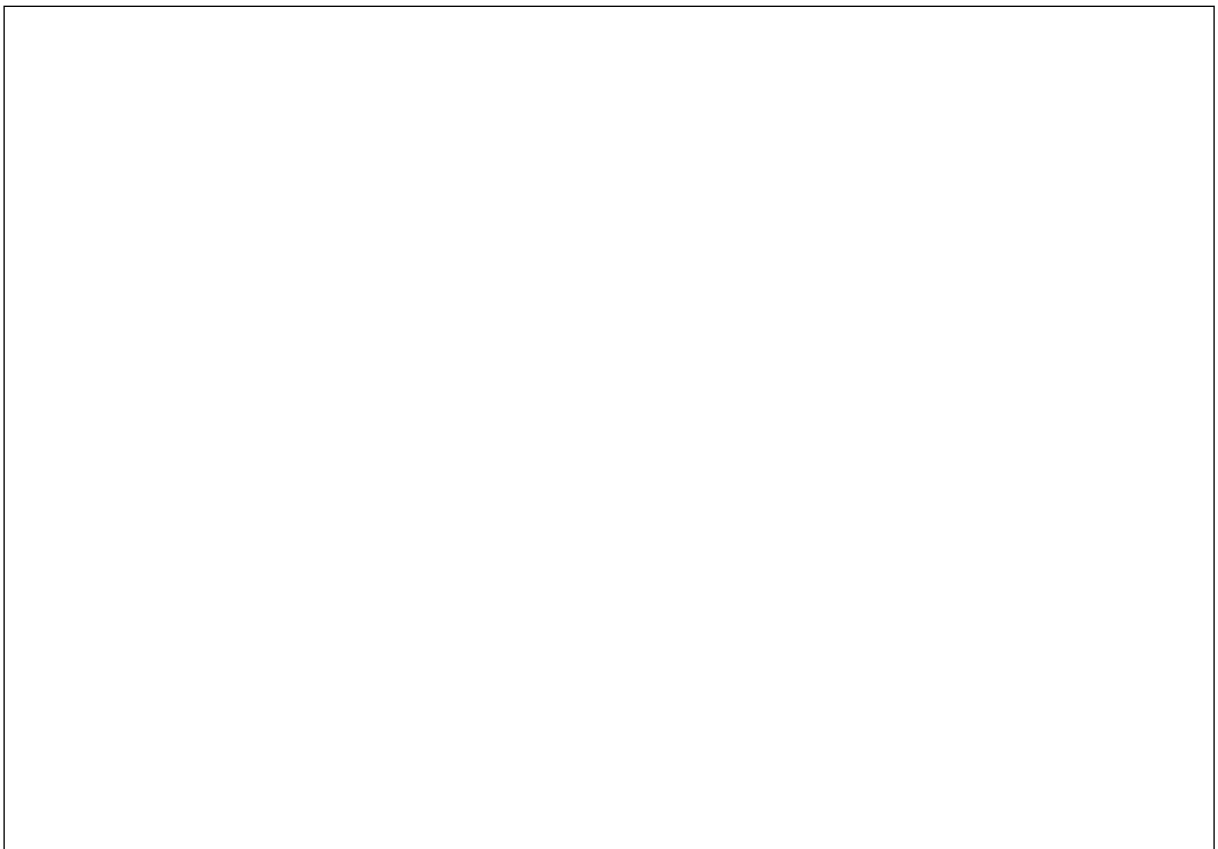


図 3-10 土地利用計画図（詳細 9）【非公開】

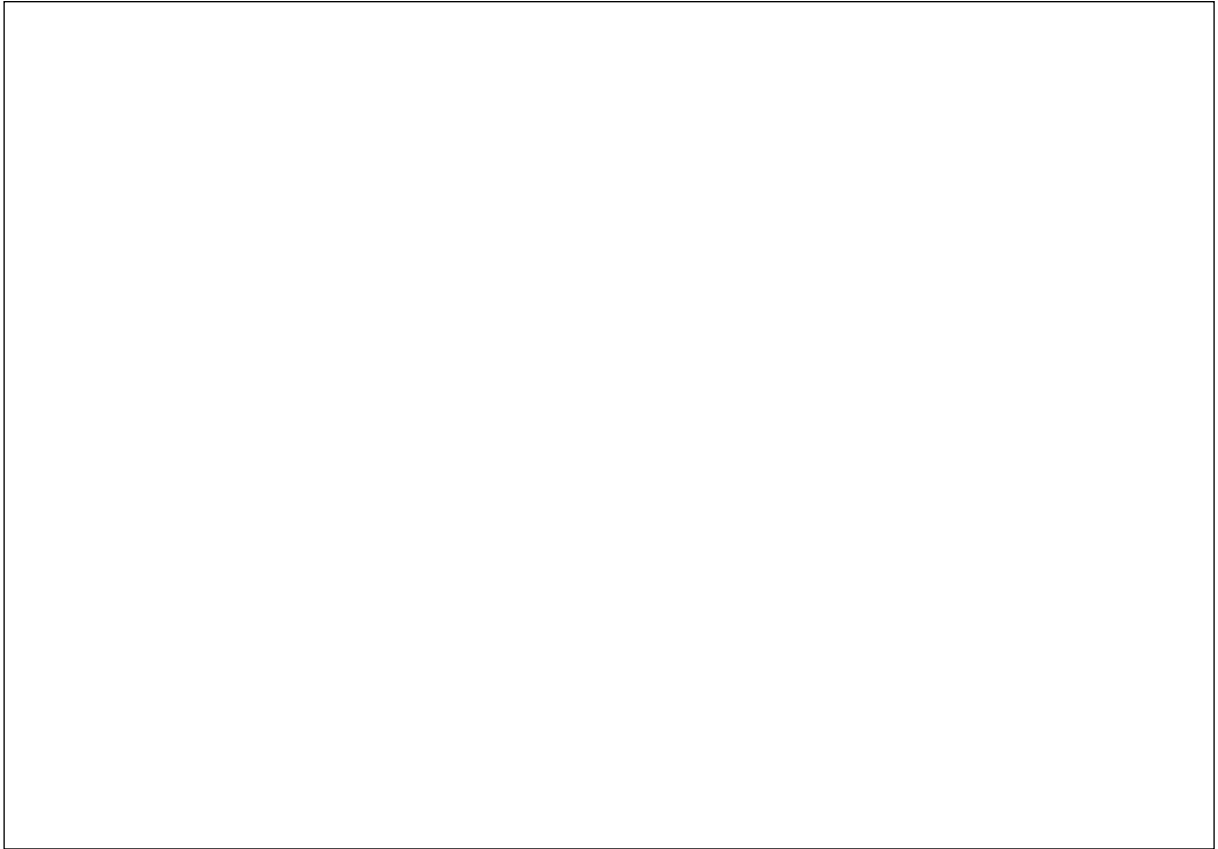


図 3-11 土地利用計画図（詳細 10）【非公開】

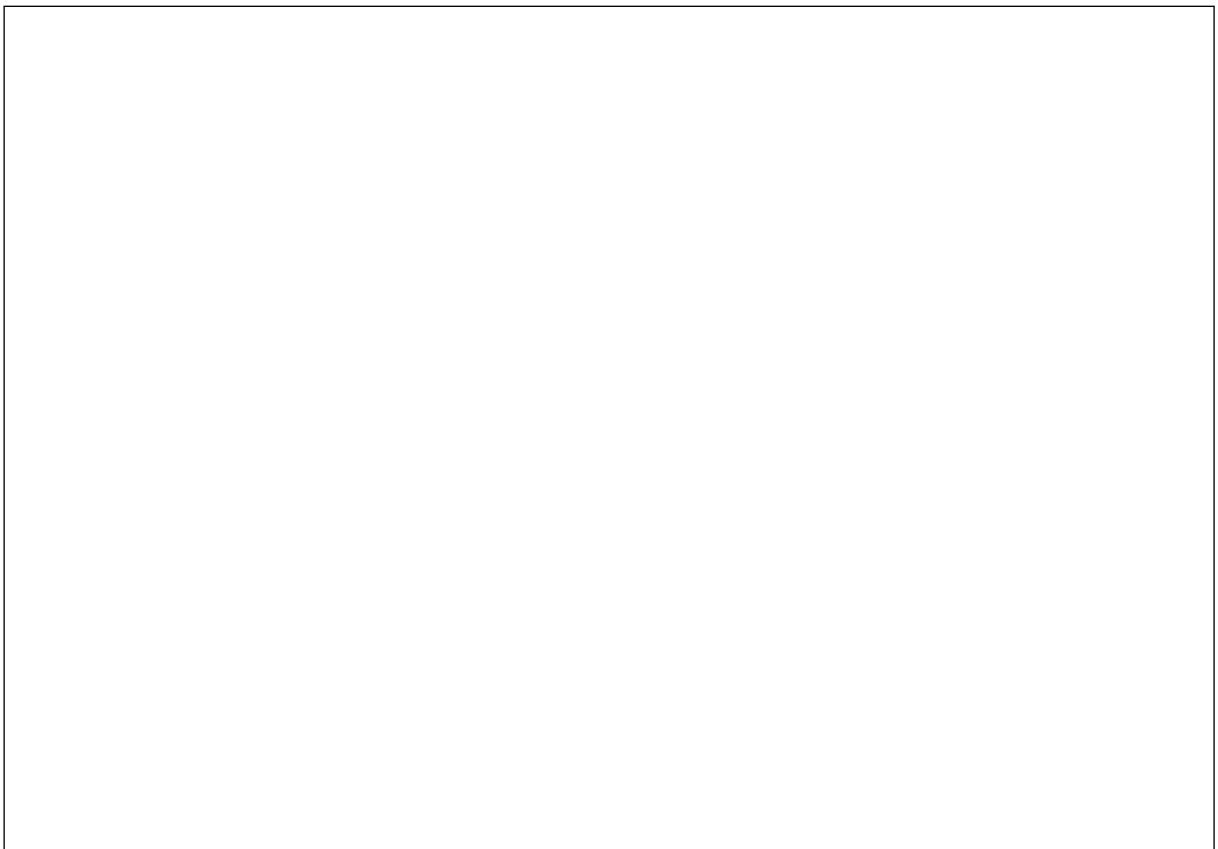


図 3-12 土地利用計画図（詳細 11）【非公開】

4. 雨水排水・工事排水について【水鳥顧問】【方法書 P.16】

準備書においては、風力発電機設置ヤードだけでなく、道路工事区域などの雨水排水対策についてもできるだけ具体的に記載・説明してください。

準備書においては、風力発電機設置ヤードだけでなく、道路工事区域などの雨水排水対策についてもできるだけ具体的に記載・説明いたします。

5. 仮設沈砂池の検討について【平口顧問】【方法書 P.16】

仮設沈砂池の大きさや有無は、雨量・改変面積・透水係数などの基づき検討するとありますが、検定方法を具体的に示して下さい。特に、透水係数については、その測定方法や測定場所などについて教えて下さい。

工事中の仮設沈砂池については、基本的にすべての風車ヤードにおいて設置予定です。大きさについては林地開発基準及び青森県降雨強度式を用いて算出を検討しており、準備書において具体的に記載・説明いたします。なお、透水係数については、今後の詳細設計において、必要に応じて測定いたします。

6. 工事中の排水について【岩田顧問】【方法書 P.16】

コンクリート打設時のアルカリ排水への対応についても記述することを御検討下さい。

準備書において、コンクリート打設時のアルカリ排水への対応についての記載を検討します。

7. 累積評価について【岡田顧問】【方法書 P.18】

対象事業実施区域周辺の他の風力発電事業との累積評価に努めて下さい。また、他事業の環境影響評価時に、累積評価が出来るように、当該事業の詳細の予測条件を公開できるように準備すること。

累積的影響の評価も重要な項目と考えており、稼働中の風力発電事業だけでなく、環境影響評価手続中の他事業においても、事業の具体化に応じて累積的影響の予測等への反映に努めます。

今後、環境影響評価図書（準備書以降）等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、予測に必要なデータ（風力発電機の位置、高さ、ローター直径等の諸元、騒音特性等）を可能な限り入手し、累積的な環境影響について適切に予測及び評価を行います。

また、他事業者が累積的な影響を予測する場合は、当該事業の詳細の予測条件等の情報を可能な範囲で提供いたします。

8. 累積的な評価について【小島顧問】【方法書 P.18】

青森県下北半島は、当該地域のみならず、尻屋崎周辺でも多数の風力発電事業が展開されています。本件実施想定区域の周辺においても既に、他事業者による複数の風力発電所が設置済みもしくは評価手続き中であり、その累積的な環境影響が懸念されることは、経産大臣の意見にもある通りです。今後の風力事業のためにも、隣接した事業が既に展開されている場合には、累積的な環境影響について他事業者と共同で評価と予測を行う必要があると考えます。

7の回答のとおりです。

9. 風配図の静穏について【近藤顧問】【方法書 P.26】

図 3.1-2 の注に「静穏は、風速 0.4m/s 以下を示す。」とありますが、気象庁のデータをそのまま用いているのであれば0.2m/s 以下ではないでしょうか。

ご指摘の通りです。準備書において、図 3.1-2 の注は「静穏は、風速 0.2m/s 以下を示す。」と修正いたします。

10. 小川原湖湖沼群における既存調査資料について【中村顧問】【方法書 P.36】

本事業の実施予定区域の東部には、小川原湖湖沼群があります。これらの湖沼群へ工事による排水の流入する可能性はないようであり、水質調査地点には挙げられていませんし、そのこと自体は当然だろうと思います。ただ、事業への鳥類への影響が懸念される中で、これらの湖沼群がガン・カモ類・ハクチョウの重要な生息地であることから、小川原湖湖沼群の代表地点における現況の水質やできれば鳥の餌生物となる底生動物等に関する既存調査資料があれば、それらを整理しておくことが重要であろうと思います。

小川原湖湖沼群は本事業地の対象事業実施区域外、かつ調査範囲外であり、本事業による小川原湖湖沼群に生息するガン・カモ類・ハクチョウ類への直接的な影響はないものと考えられます。ただし、小川原湖湖沼群に生息するガン・カモ類・ハクチョウ類は、小川原湖湖沼群と陸奥湾間の移動や、春・秋の渡り時期に本事業地を通過し、本事業地を利用していることも考えられます。このため、本事業ではガン・カモ類・ハクチョウ類を始めとした渡り鳥の調査を実施し、渡り鳥の移動ルートや飛翔個体数、飛行高度等を把握し、本事業地における影響予測を行います。

なお、小川原湖湖沼群の代表地点における現況の水質等については、必要に応じて既存資料の整理を行います。

1 1. 国道下における生活環境項目の水質測定結果について【岩田顧問】【方法書 P.37】

表 3.1-17 において BOD、大腸菌群数の m/n は正しいですか。

国道下の小沢川は、環境基準の類型指定がされておらず、出典資料の「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」においても、環境基準を超える検体数が空欄となっております。従いまして、表 3.1-17 の m を「-」で記載しております。なお、n については出典資料のとおり「4」と記載しております。

1 2. 浮遊物質量の調査結果について【平口顧問】【方法書 P.37】

「<1~18」と言う表記が使用されていますが、一般的な使用方法でしょうか？（1 以下の観測値から 18 までの間という意味でしょうか）

同様なものとして、表 3.1-20 では「<0.5~<0.5」との表記もあります。これについてはどのような意味でしょうか。

表 3.1-18 浮遊物質量（SS）の調査結果の「<1~18」については、出典資料の最小値から最大値を記載しており、測定値が「1 未満から 18」を意味しております。

また、表 3.1-20 横浜沖における生活環境項目の水質測定結果（令和 2 年度）も同様に、出典資料の最小値及び最大値を記載いたしましたが、ご指摘を踏まえ、準備書以降では、最小値と最大値が同じ場合、片方の数値のみを記載いたします。

1 3. 沢筋の調査について【水鳥顧問】【方法書 P.41】

沢筋の所在は濁水到達推定結果の評価に大きく影響しますので、現地調査において地元ヒアリングを含め、沢筋の調査を実施していただきたい。

現地調査において、地元ヒアリングを含め、可能な限りの沢筋調査に努めます。

1 4. 吹越川下流の湧水への影響評価について【河村顧問】【方法書 P.41、111】

吹越川の下流に湧水が 2 か所ありますが、それらに対する工事による濁流等の影響評価を行う必要はないでしょうか？

湧水の位置は対象事業実施区域から 1km 以上離れていることから、大雨時に施工箇所から発

生する濁流が直接到達する可能性は小さいものと考えております。

また、降雨時に施工箇所から発生する濁水は、100m 程度の流出とともに地下に浸透し、濾過されると想定されることから、地下水の濁りに影響を及ぼす可能性は低いと考えております。

15. 陸産貝類等について【岩田顧問】【方法書 P.54】

「青森県レッドデータブック（2020 年版）」には「昆虫類以外の無脊椎動物」として陸産貝類等が掲載されていますが、事業の影響を受ける可能性はありませんか。

事業による改変区域は限定的であり、改変区域以外にも陸産貝類の生息環境は広く残存することから、事業による陸産貝類の影響は小さいと考えられます。

16. 種の保存法による国内希少野生動物種について【川路顧問】【方法書 P.55-58】

種の保存法による国内希少野生動物種を再度確認してください。

以下のとおり、国内希少野生動植物種の指定内容を最新の内容に修正いたします。

種	【誤】方法書	【正】準備書
オオヨシゴイ	「」	「国内」
クロツラヘラサギ	「」	「国内」
ヘラシギ	「」	「国内」
アカモズ	「」	「国内」
チュウヒ	「」	「国内」
オオタカ	「国内」	「」
シマアオジ	「」	「国内」
エゾゲンゴロウモドキ	「」	「第二種」（第二種国内希少野生動植物種）
カワシンジュガイ	「」	「第二種」（第二種国内希少野生動植物種）
コガタカワシンジュガイ	「」	「第二種」（第二種国内希少野生動植物種）

17. 「スナヤツメ北方種」「ドジョウ」の注記について【岩田顧問】【方法書 P.61】

魚類の重要な種について丁寧に注記されていますが、「スナヤツメ北方種」「ドジョウ」の種名について表と注記が異なっていませんか。

「スナヤツメ北方種」「ドジョウ」の種名について表と注記の整合をとるよう修正いたします。

18. 底生動物の重要な種について【岩田顧問】【方法書 P.62】

カワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイは国内希少野生動植物種ではありませんか。

11の回答において記載した通り、カワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイは特定第二種国内希少野生動植物種に指定されていますので、準備書において修正いたします。

19. 植生図の引用の仕方（出典の明記）について【鈴木伸一顧問】【方法書 P.74】

図 3.1-15 (1) 現存植生図（※他のページの環境省植生図関係全て）について、環境省生物多様性センター自然環境保全基礎調査の HP に出典の記載について書かれていますので、これに従ってください。

＜利用規約 | 生物多様性センター（環境省 自然環境局）(biodic.go.jp)＞

https://www.biodic.go.jp/copyright/index.html?_ga=2.262404683.67978888.1678940951-644282244.1621409231

例）（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

1/25,000 植生図「甲子山」GIS データ（環境省生物多様性センター）を使用し、〇〇株式会社が作成・加工したものである。（当該ページの URL）

準備書作成時に「1/25,000 植生図「横浜町」GIS データ（環境省生物多様性センター）を使用し、いであ株式会社が作成・加工したものである。

(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html>)」と修正します。

20. 農作物への影響予測について【小島顧問】【方法書 P.85、P.105】

設置予定地には、農用地を含んでいるようですが、農作物への影響予測は行われているのでしょうか。

農作物への影響については、環境影響評価の手続きとは別枠で、農業振興地域制度及び農地転用許可制度に基づき農地転用許可等の必要な手続きを行ってまいります。

なお、対象事業実施区域及び周辺の農作物への影響について苦情等のご意見を頂いた場合には、営農者等と協議の上、必要な対策を検討いたします。

21. 重要な自然環境のまとまりの場について【岩田顧問】【方法書 P.87】

陸奥湾沿岸が生物多様性の観点から重要度の高い海域であることも記述しておいた方がよろしいのではないのでしょうか。

準備書において、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の「沿岸域」として指定されている「陸奥湾沿岸」を追記いたします。

2 2. 食物連鎖図について【鈴木伸一顧問】【方法書 P.90】

ツキノワグマ（図中では「クマ」となっている）は草食大型哺乳類となっていますが、肉食動物としての側面は想定しなくてよろしいのでしょうか。ツキノワグマの栄養段階が低すぎる気がします。植物性というよりも雑食性（昆虫や小動物も捕食）では。

準備書において、ツキノワグマは雑食性に変更し、食物連鎖図を修正いたします。

2 3. 河川等の利用について【岩田顧問】【方法書 P.111】

表流水の水道利用の有無などについても記述することを御検討下さい。

表流水の水道利用については、準備書以降、記述することを検討いたします。

2 4. 青森県のエネルギー政策について【小島顧問】【方法書 P.143】

平成 18 年に、青森県風力発電導入推進アクションプランが策定されたとありますが、青森県は全国でも風力発電所が最も多く、中でも下北半島はかなり設置数が多いのではないのでしょうか。石油備蓄基地や核燃料リサイクル施設も周辺にあることから、余りにも下北半島に我が国のエネルギー政策を押し付け過ぎの印象があります。冒頭の県の施策がある反面、最近では県知事も風力発電への懸念を表明しているようですが、この辺りの意見についても追記する必要は無いのでしょうか。

ご指摘の通り、下北半島は風況状況が適しており、風力発電機の設置数も多いと思われます。また、最近の県知事からの風力発電事業への懸念については承知しており、この現状について追記することを検討いたします。

2 5. 発電所に係る環境影響評価の手引きの出典について【近藤顧問】【方法書 P.229】

10 行目「経済産業省産業保安グループ電力保全課」→電力安全課では？

ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。

【修正前】経済産業省産業保安グループ電力保全課

26. 専門家へのヒアリング：植物団体会員の指摘について【鈴木伸一顧問】【方法書 P.241】

「ヨシ湿原等は、夏季になると繁茂して調査が難しくなるので、春季を中心に調査ができると良い。」とありますが、植生調査は群落を構成する植物が出そろった頃でなければデータとして十分でないので、繁茂した時期での調査をお願いしたい。

植物団体会員の指摘は植物相調査に関するご意見で、湿地に生育する植物を見落とすことがないように留意する意図で頂いたご指摘です。植生調査は植生が繁茂した時期に実施します。

27. 建設機械の稼働に伴う騒音の評価時間について【岡田顧問】【方法書 P.246】

表 6.2-3 (2) の「10. 評価の手法」にて、その評価量に等価騒音レベル L_{Aeq} を用いると記載されているが、建設機械から発生する騒音の影響を評価するならば、環境基準の時間区分（16 時間）で平均するのではなく、工事実施時間（約 8 時間）で平均化し評価することを望みます。その理由は、工事を実施していない時間を含めた予測は過小評価に繋がるからです。

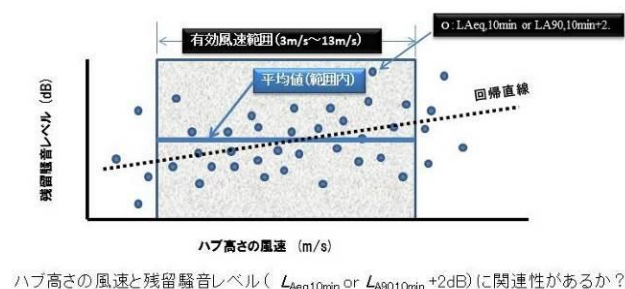
なお、事業者の判断で、環境基準の 16 時間を用いることに対しては、自治体や住民の理解が得られるのであれば、異論ありません。

建設機の稼働に伴う騒音については、環境基準の適用外とされていますが、参考として環境基準値との比較を行います。評価時間については、環境基準の時間区分（16 時間）に従い、16 時間の平均で評価いたします。

自治体や住民の理解のため、必要に応じて、工事実施時間での評価も検討いたします。

28. 残留騒音とハブ高さ相当の風速との関係性について【岡田顧問】【方法書 P.247】

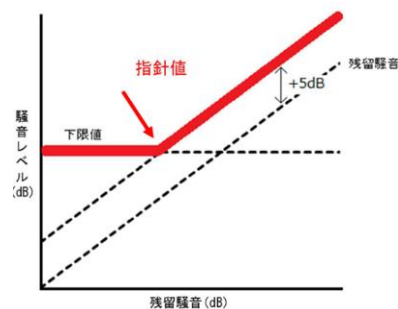
表 6.2-4 (1) の【現地調査】で、時間率騒音レベルを基に算出する残留騒音（明記されていませんが）を調査されると推測します。ただし、残留騒音は、その地域性や季節性などで変化するため、準備書では、下の図を参考に、調査地点ごとの残留騒音とハブ高さ相当の風速との関係性も整理してもらいたいと考えます。



準備書時点で残留騒音とハブ高さ相当の風速との関係性を整理いたします。

29. 施設の稼働に伴う騒音評価について【岡田顧問】【方法書 P.248】

表 6.2-4 (2) の「10. 評価の手法」にて、施設の稼働に伴う騒音評価について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示される指針値との対応を検討する際は、下図のように整理するなど、住民にも分かり易い評価と説明に努めて下さい。



また、図 6.2-1 を拝見すると、住居地域までの距離が 1km 以下と近いため、環境配慮に努めて下さい。予測条件は、住民の誤解を招かないように明確にして下さい。

施設の稼働に伴う騒音評価については、図を用いて整理するなど、住民に分かり易い評価と説明に努めます。

また、近隣の住居地域に対しては十分な説明を行い、住居地域の環境配慮に努めます。予測条件は、住民の誤解を招かないように明確な記載に努めます。

30. 水質調査地点について【河村顧問】【方法書 P.256】

対象事業実施区域内に水質調査地点 6 点が設けられていますが、区域の西側を集水域とする調査点が設定されておらず、風力発電機 3 基の設置に伴う濁流の影響評価を行うことができないように思います。吹越川の水質 6 よりも下流部や武ノ川に調査点を設定することで、この問題を解決できませんでしょうか？この点に関するお考えをお聞かせください。

西側 3 地点付近は傾斜が 2~4 度と緩やかであること、河川から約 100m 以上離れていること、風力発電機設置ヤードの周囲には盛り上がった地形（畑の畦）があることから、濁水は河川に流入する前に地下浸透する可能性が高いと考えておりますが、吹越川中下流域の沢筋・用水路等を確認し、調査地点の追加を検討します。

また、武ノ川の集水域に風力発電機設置予定位置が含まれないことから、工事により環境影響

を及ぼす可能性は低いと考えております。

3 1. 水質調査地点について【水鳥顧問】【方法書 P.256】

対象事業実施区域内の北西部に位置する風力発電機設置ヤード（3ヶ所）を集水域に含む水質調査地点はありませんが、これらのヤードからの濁水の流出経路については、どのようにお考えですか？また、その流出経路を踏まえた水質調査地点の設定は必要ありませんか？

25の回答のとおりです。

3 2. 水質調査地点について【中村顧問】【方法書 P.256】

水質調査地点が図示されていますが、予定されている風車のうち、西側の2つの地点を含む集水域には調査地点が予定されていません。これらの地点での風車設置工事に伴って、濁りの発生が生じる可能性があると思いますが、水質調査が必要ないのでしょうか。

25の回答のとおりです。

3 3. スポットセンサス調査地点について【川路顧問】【方法書 P.269】

鳥類の「スポットセンサス地点」として図中ではラインで示しているように見えます。「地点（スポット）」とはどこを指すのでしょうか？また個体数をカウントする範囲（たとえば半径）は具体的に示されていますか？

鳥類のスポットセンサス地点については、現地の植生の状況を踏まえて、図中に示したライン上の中で地点を設定します。具体的な調査方法は、「モニタリングサイト1000」（環境省）に準拠し、約100m間隔で各ライン上に6地点設置し、各地点（スポット）から50mの範囲の鳥類について、10分間観察して記録します。春の渡り期、繁殖期、秋の渡り期、越冬期の各期に2回行います。準備書において、スポットセンサス調査位置、詳細な調査方法について記載いたします。

3 4. 魚類・底生動物の調査地点について【河村顧問】【方法書 P.271】

水質調査地点と同様ですが、対象事業実施区域西側からの濁水の影響を受ける可能性がある水域での調査が計画されていないことが気になります。吹越川の水質6よりも下流部や武ノ川に調査点を設定することをお考え下さい。

25の回答のとおりです。

35. 猛禽類の調査範囲について【川路顧問】【方法書 P.272】

隣接する既設風車での猛禽類の行動が見られれば、累積的影響等も予測しやすいと思います
が、たとえば調査地点 P10 から、隣接風車での状況も観察できるのでしょうか？

猛禽類の調査地点 P10 の周辺には、他事業による既設風車が複数供用されており、累積的影響についても把握することを目的として設定しています。その他の地点からも複数の他事業による既設風車の区域を確認し、累積的影響の把握について十分留意して調査を行います。

36. 植物に係る調査内容について【鈴木伸一顧問】【方法書 P.275】

植生調査枠の設定について、「群落高を目安とし」とありますが、これはあくまでも経験則であり科学的なものではありませんので、削除願います。生育地の立地条件等を考慮した十分な面積を設定する、などの記述が良いと思います。また、ブラウーンブランケ法の特徴は、植物の生育状態に基づいた不定形の範囲を調査するので、コドラート調査の一種ではありますが方形枠は使いません。「方形枠」は「調査枠」とした方が良いでしょう。また、「群落組成表により植物群落を区分する」という内容を加えてください。

ご指摘いただいた内容について、準備書作成時に修正するとともに、適切に調査を実施します。

37. 植生調査地点の設定根拠について【鈴木伸一顧問】【方法書 P.275】

現地調査とその地点について、環境省植生図の凡例ごと設けられているが、これらはあくまでも目安として、現地踏査を通じて調査が必要な植分が認められれば臨機応変に随時調査を行い、本地域に生育する植生単位が網羅されるような調査をお願いします。

植生調査は、本地域に分布する植生単位が網羅されるような調査を実施します。

38. 吹越烏帽子岳登山道の改変について【近藤顧問】【方法書 P.288】

対象事業実施区域内にある、「吹越烏帽子岳登山道」には道路整備等の工事はかからないという理解でよいですか？

現段階では、「吹越烏帽子岳登山道」の改変は行わない想定です。

39. 風況状況図について【近藤顧問】【方法書 P.307】

図 7.2-4 にも高度 70m の風況であることがわかるように示したほうがよいのではないのでしょうか。また左下の風配図には緯度・経度が示してありますので風況マップにも緯度・経度を入れたほうがよいのではないのでしょうか。

図 7.2-4 は配慮書に記載したものになりますが、準備書において風況マップにも緯度経度等を追記いたします。

40. 累積的影響について【中村顧問】【方法書全体】

本事業は、準備書に対する経産大臣意見にもあるように、周辺に稼働中、あるいは計画中の多数の風力発電施設の近傍に計画されており、累積的影響が懸念されます。累積的影響を具体的な評価項目においてどのように評価しようとするのかについて、方法書段階では示されていないようです。準備書ではこの点について、明確な記述が望まれます。また、既存施設の稼働による環境影響、例えば風車による鳥類の衝突などの過去のデータが蓄積されているのではないかと思います。これらの情報収集に努めるとともに、今回の環境影響評価にできるだけ活かすよう、努めていただきたいと思います。

累積的影響の評価は重要であると考えており、評価項目については方法書 P6-14(242)に記載のとおり、施設の稼働に伴う「騒音」、「風車の影」及び「動物（鳥類）」、並びに施設の存在に伴う「景観」を想定しています。

準備書においては累積的影響について、具体的な評価項目の予測及び評価方法を記載いたします。また、既存施設の稼働による環境影響等の情報収集に努め、累積的影響について適切に予測及び評価を行います。

4 1. 環境騒音の調査地点について【方法書チェックリスト NO.32】**【非公開】**

環境騒音の調査地点の地点図及び写真は、図 13 に示すとおりです。

※個人情報を含むため、地点図及び写真は非公開とします。

【地図】	
○ : 調査地点	
【写真】	

図 13(1) 環境騒音の調査地点図（環境 1：松栄地区（西側））【非公開】

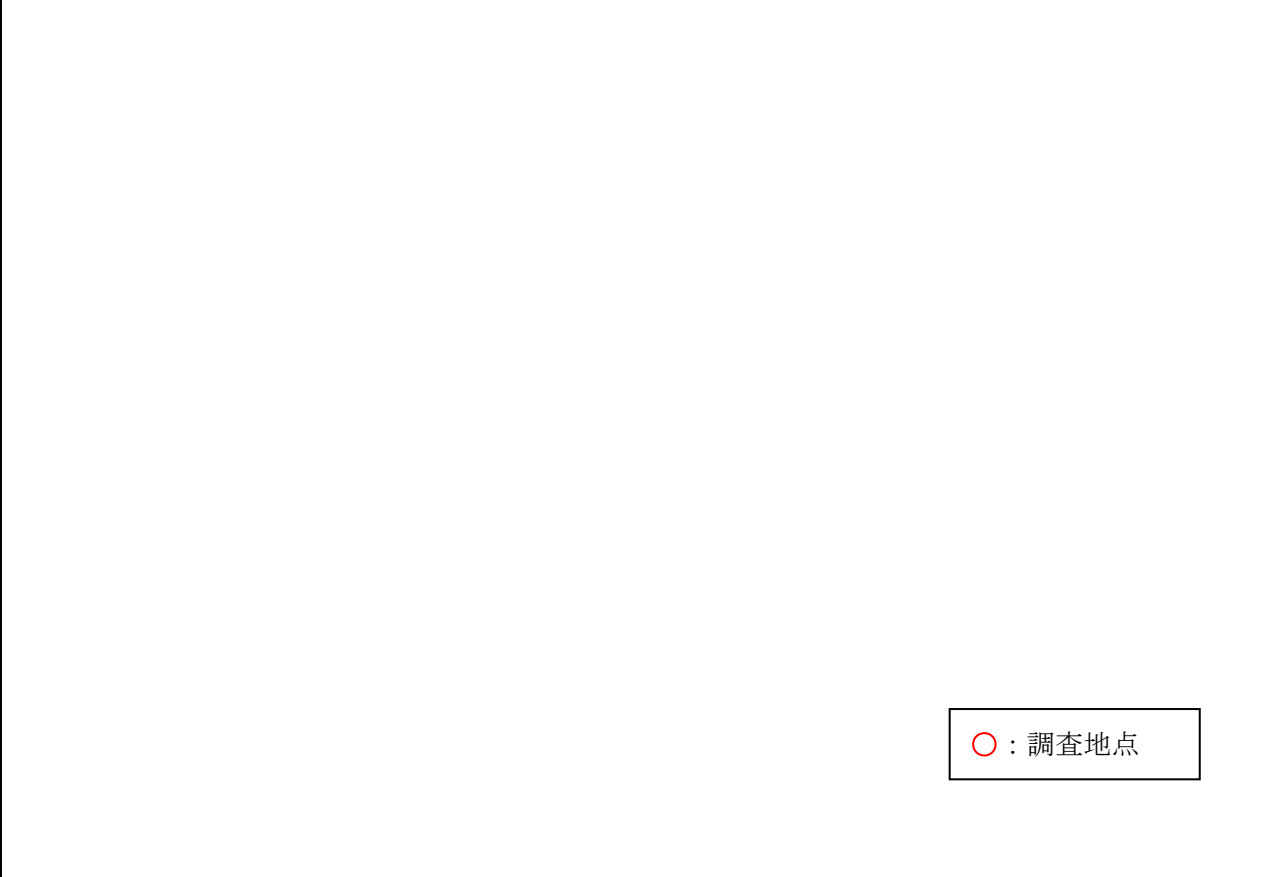
【地図】	
 ○ : 調査地点	
【写真】	

図 13(2) 環境騒音の調査地点図（環境 2：松栄地区（東側））【非公開】

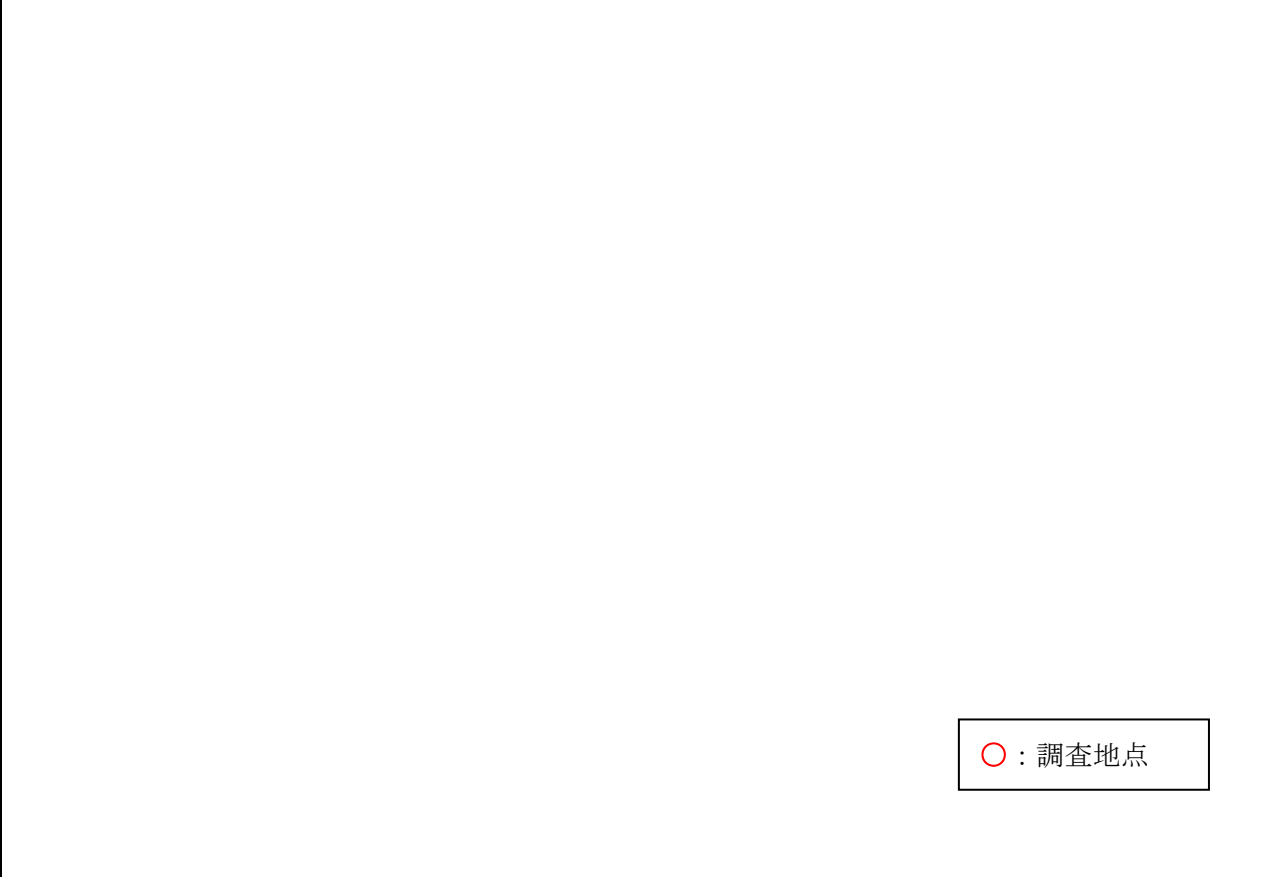
【地図】	
 ○ : 調査地点	
【写真】	

図 13(3) 環境騒音の調査地点図（環境 3：第一明神平地区（北側））【非公開】

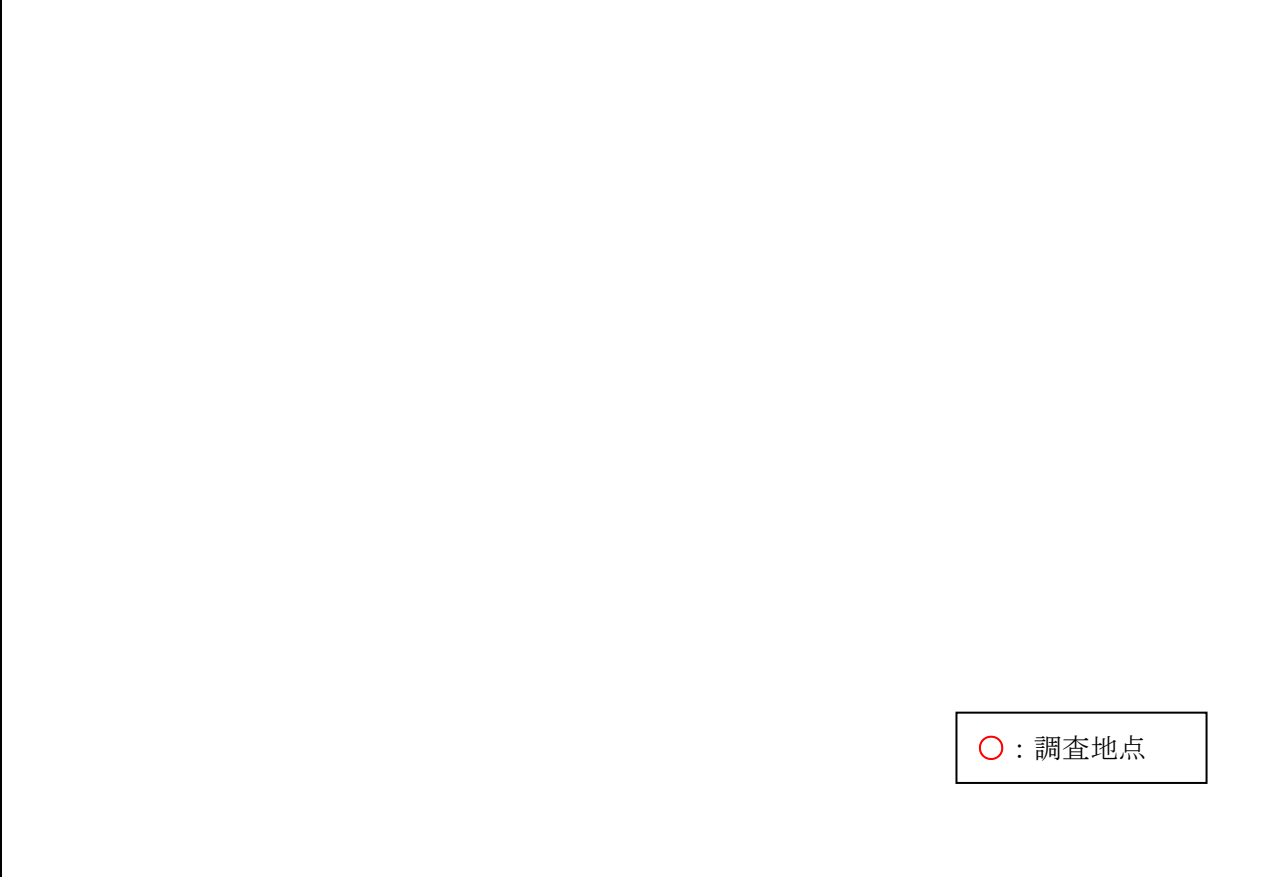
【地図】	
 ○ : 調査地点	
【写真】	

図 13(4) 環境騒音の調査地点図（環境 4（代替候補）：対象事業実施区域南西側）【非公開】

【地図】	
○ : 調査地点	
【写真】	

図 13(5) 環境騒音の調査地点図（環境 5：豊栄平地区（南西側））【非公開】